

2026 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ツバキ・ナカシマ
代表者名 取締役 代表執行役 CEO 松山 達
(コード：6464、プライム市場)
問合せ先 I Rディレクター 原 あす香
(TEL. 06-6224-0193)

金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生および解消に関するお知らせ

当社が締結している金銭消費貸借契約に関して、以下のとおり、財務上の特約に定める事由が発生し、2026 年 7 月 31 日付で借入先の金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使をしない旨の同意を頂いておりますので、お知らせいたします。

1. 当該金銭消費貸借契約の内容

(1)	金銭消費貸借契約の 締 結 日	2017 年 11 月 1 日
(2)	相 手 方 の 属 性	都市銀行 2 行、地方銀行 3 行
(3)	2026 年 6 月 期末残高	42,547 百万円
(4)	弁 済 期 限	2026 年 11 月 30 日
(5)	担 保 の 内 容	なし

2. 発生した財務上の特約に定める事由の内容

本契約締結日以降の各年度の決算期及び第 2 四半期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期及び第 2 四半期の直前（6 か月前）の決算期及び第 2 四半期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の 75%以上の金額を維持すること。

本契約締結日以降の各決算期及び中間期の末日の直近 12 か月の期間に係る連結損益計算書において、それぞれ営業損失を計上しないこと。

3. 当該事由が発生した年月日及び当該事由の解消

当社は、2026 年 6 月 30 日付において、財務上の特約に抵触しておりましたが、2026 年 7 月 31 日付で、借入先の金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使をしない旨の同意を頂いております。

4. 今後の見通し

2026 年 12 月期の業績への影響については、軽微であります。なお、当期に返済期限の到来する一部の借入契約についてはリファイナンスに向けた協議を開始しており、当社の資金繰り計画に大きな支障が生じる見込みはありません。

以 上